社会保障・税番号制度の円滑な導入 及び活用に向けた行動計画

八 王 子 市 平成26年4月

目 次

1.	背景 •	目的	1
2.	社会仍	保障・税番号制度の概要	1
	(1) 翟	号制度の導入趣旨	1
	(2) 個	人番号の利用範囲	2
	(3) 霍	i号制度の導入スケジュール	3
3.	行動計	十画の策定にあたっての視点	4
	(1) 既	[存施策との整合	4
	(2) 計	画期間の設定	4
	(3) 個	人情報の保護への万全な対策	4
4.	社会仍	保障・税番号制度の円滑な導入及び活用に向けた行動計画	5
	(1) 迂	l速かつ着実な必須対応	6
	ア.	番号制度に対応するシステム改修	6
	1.	特定個人情報保護評価の実施	6
	ウ.	個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付	7
	Ι.	マイ・ポータルの活用	7
	(2) 市	ī独自の番号制度活用	8
	ア.	市民サービス・窓口サービスの向上	8
	イ.	個人番号カードの多目的利用	8
	(3) 庁	□内情報連携機能の強化	9
5.	推進位	は制	10
6.	番号制	度対応の工程表	12
7.	用語解	军党.	13

1. 背景•目的

平成25年5月24日に、社会保障・税番号制度(以下、番号制度)を規定した「行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)が成立し、同年 5月31日に公布されました。

番号制度は、平成27年10月の個人番号*の一斉指定及び通知カードによる一斉通知をスター トとして、それ以降、平成28年1月の個人番号の利用開始及び個人番号カード*の交付、平成 29年1月の国の機関間での情報連携、同年7月には地方公共団体等を含めた情報連携が順次開 始されます。

本市では、番号制度への対応にあたり、総合的な企画及び調整を行うための組織として社会保 障・税番号制度対策室を平成26年2月1日に設置しました。

本行動計画は、市町村が個人番号を扱う機関として市民に最も身近な行政主体であることを踏 まえ、本市が番号制度を円滑かつ確実に導入するとともに、さらなる市民サービスの向上や行 政事務の効率化を推進するため、その具体的な取組みや体制を「社会保障・税番号制度の円滑 な導入及び活用に向けた行動計画」(以下、行動計画)として策定したものです。

2. 社会保障・税番号制度の概要

(1) 番号制度の導入趣旨

番号制度とは、国民一人ひとりに唯一無二の個人番号(法人には法人番号)を割り当て、行政 サービスにおいて個人番号を利用することで、住民へのサービス向上や行政事務の効率化を図 るものです。

国の番号制度導入趣旨(図 2-1)には、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同 一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透 明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフ ラ) である。」とされています。

番号制度は、あくまでも社会基盤(インフラ)であり、この社会基盤を活用して、住民にとっ て利便性の高い、公平・公正な社会を実現することが、その目的です。

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行う ための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い 公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

図 2-1 社会保障・税番号制度の導入趣旨

(出典: 内閣官房ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf)

(2) 個人番号の利用範囲

番号制度の導入により、国の行政機関、地方公共団体等が保有する個人情報を同一人の情報であるということの確認が可能となるほか、これらの行政機関間において個人情報の照会・提供を行うことが可能になります。

個人番号の利用範囲は、番号法の第9条(別表第一)で規定される社会保障、税、災害対策の 分野における行政事務と、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で あって地方公共団体が条例で定める事務に利用するものとされています。(図 2-2)

また、行政機関間における、情報提供可能な対象は、番号法の第 19 条、第 21 条関連の別表第 二において、「情報照会者」「事務」「情報提供者」「特定個人情報*」の欄で明確に定められてい ます。

なお、個人番号の利用は社会保障、税、災害対策分野などの行政分野に限定し、スタートしますが、将来的には行政分野全般への利用拡大や官民の連携による幅広い活用等について、番号法施行後3年を目途に、検討が開始されることになっています。

個人番号(マイナンバー)の利用範囲				
	年金分野	→年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務	<mark>(第9条関係)</mark> 等	
社会	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務	等	
会保障分野	福祉・医療・その他分野	 ○医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○生活保護法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 	· 等	
税分野 ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用				
災害対策 分野		⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。		
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。				

図 2-2 個人番号(マイナンバー)の利用範囲

(出典: 内閣官房ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf)

(3) 番号制度の導入スケジュール

国の「社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)」(図 2-3) によれば、平成 27 年 10 月から個人番号の通知が始まり、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されます。

市に提出される社会保障・税分野の提出書類にも個人番号の記載がなされることで、市では個人番号をキーとした正確かつ効率的なサービス提供、行政事務が可能となります。

また、個人番号や番号制度対応で整備されるシステム基盤を利用することで、機関内の情報連携が可能となるため、申請・届出における添付書類の削減や照会業務などの効率化が可能となります。

住民にメリットがある各種申請・届出時の添付書類(住民票、前住所地の所得証明書及び課税証明書等)の削減については、内閣官房が設計・開発を行う情報提供ネットワークシステム*や、総務省が設計・開発を行う中間サーバー*により、地方公共団体などの情報保有機関間が情報連携し、住民の情報を相互に確認できるようになります。この機関間情報連携は、平成29年7月から開始される予定です。

なお、機関間情報連携の対応は、番号法上義務的な対応となり、市は、番号法に基づく情報照 会があった場合に情報提供を行うことになります。

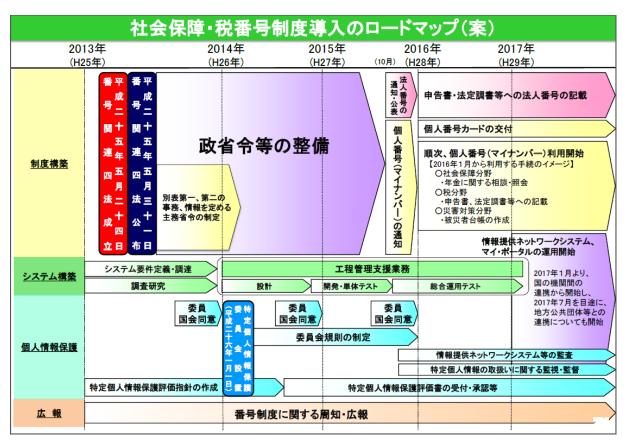


図 2-3 社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

(出典: 内閣官房ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou siryou.pdf)

3. 行動計画の策定にあたっての視点

(1) 既存施策との整合

本市の基本計画である「八王子ビジョン 2022」は、「活力ある魅力あふれるまち」の実現に向け基本的な施策展開と目指す姿を示したもので、計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度としています。

また、この「八王子ビジョン 2022」が目指す都市像を踏まえ、地域情報化の中期的な方向性を示す「八王子市地域情報化計画」も策定しています。同計画では、「八王子ビジョン 2022」の基本理念を踏まえ、「ICT で、みんながつながる、活力あふれるまち八王子」を基本方針としており、計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度としています。

本行動計画においては、上記の既存の施策との整合性を確保し、番号制度への取組みを効果・ 効率的に実現するとともに、番号制度に伴い構築される統合宛名システム*や共通基盤*を有効 に活用し、今後のシステム改修経費等についても抑制を図っていくものとします。

(2) 計画期間の設定

計画期間は、番号制度への準備が本格的に開始される平成26年度から、地方公共団体等の情報保有機関間の情報連携が開始される平成29年度までの4年間としています。

(3) 個人情報の保護への万全な対策

番号制度は、国民一人ひとりに固有の個人番号を割り振るものであり、個人番号の利用によるデータの名寄せ、突合による社会保障や税の公平・公正性の向上、行政事務の効率化が期待される一方、個人情報の漏えいや、個人番号の不正利用などの懸念が指摘されています。

市民の個人情報保護への万全な対策を行うことは、本行動計画における重要な取組みの一つであり、特定個人情報保護評価*(PIA)などの実施や、システム面での個人情報保護措置に取組みます。

(個人情報保護の対応)

- ・情報の取り扱いは、番号法や情報セキュリティポリシー等を遵守し、万全な対策を行います。
- ・庁内情報連携は、新たに構築する統合宛名システムにより付番する統合宛名番号によって 実現させるものとし、個人番号は庁内情報連携のキーとして用いません。
- ・個人番号を含むデータベース*は、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合宛名システムなど、最小限度の範囲に抑えます。
- ・個人番号又は符号*へのアクセスには、適切な遮断措置(「職員権限の明確化」と「職員 認証及びアクセス制御」)を設けます。
- ・技術的安全対策として、庁内システムと中間サーバー間の通信暗号化等の技術的保護措置 については、今後提示される総務省令、総務省告示、中間サーバーの設計等を踏まえ、具 体的に検討します。

4. 社会保障・税番号制度の円滑な導入及び活用に向けた行動計画

番号制度により、新たに開始される複数の機関間との情報連携等は、多くの本市業務へ影響を与えます。また、その対応は期限が定められていることから、前述した「既存施策との整合」及び「個人情報の保護への万全な対策」を踏まえつつ、迅速かつ確実な対応が必要です。

本行動計画では、「(1) 迅速かつ着実な必須対応」、「(2) 市独自の番号制度活用」、「(3) 庁内情報連携基盤の強化」の 3 点を計画の柱とします。なお、行動計画の全体像を図 4-1 に示します。

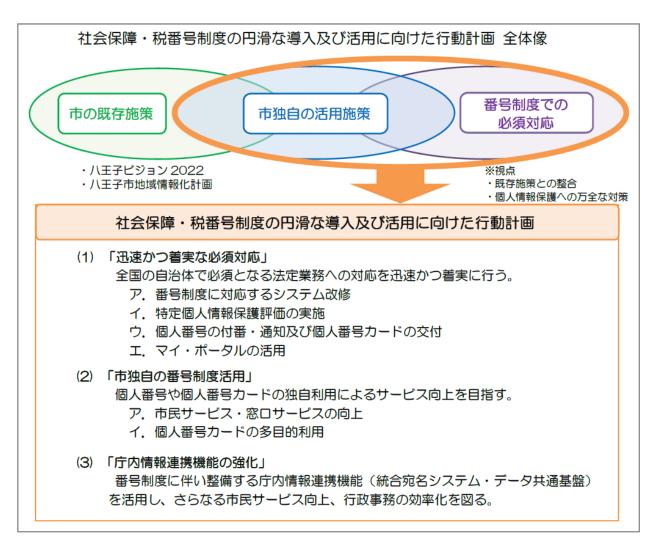


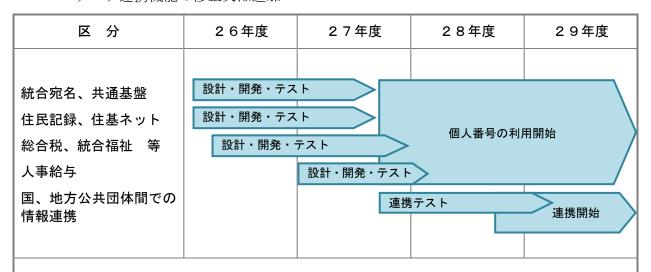
図 4-1 行動計画 全体像

(1) 迅速かつ着実な必須対応

ア. 番号制度に対応するシステム改修

番号制度に対応するために必要となるシステム改修の主な内容を示します。

- ・個人番号による検索機能の追加
- ・個人番号の表示機能(画面、帳票)の追加
- ・データ連携機能の修正又は追加



平成 28 年 1 月からの個人番号の利用開始や平成 29 年 1 月から開始する国の機関間での情報連携、同年 7 月からの地方公共団体を含めた情報連携に備え、住民記録・税・福祉分野などの各業務システムを改修する。また、システムのデータを相互に紐付けて、総務省が設計・開発する中間サーバーに必要なデータを格納し、情報連携を開始する。

イ. 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の 行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上 で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽 減するための適切な措置を講じ、その旨を公表するものです。

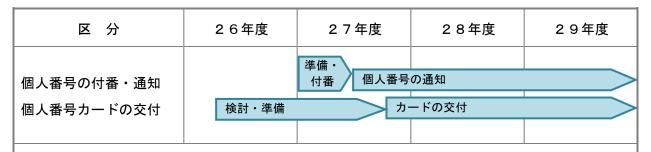
特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、そのファイルを保有する前(システムのプログラミング前)に特定個人情報保護評価を実施することが番号法で定められています。



平成 28 年 1 月からの社会保障・税・災害対策の各分野での個人番号の利用開始までに、システム 改修を完了させる必要があるが、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、そのファイ ルを保有する前(システムのプログラミング前)に特定個人情報保護評価を実施する。

ウ. 個人番号の付番・通知及び個人番号カードの交付

国民一人ひとりに割り振られる個人番号を平成27年10月から通知カードにて通知し、平成28年1月からは申請に基づき顔写真付きの個人番号カード(ICカード)を交付することが定められています。



平成27年10月から個人番号を市民へ通知するため、通知カード送付準備を行う。

平成 28 年 1 月から申請に基づき顔写真付きの個人番号カード (IC カード) の交付を行うため、窓口体制を含めた検討・準備を行う。

※市民の発行手数料の負担有無や、発行の手順などについては、今後の国の方針を踏まえる。

エ. マイ・ポータルの活用

マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)は、自己情報をコントロールする仕組みの一環として次の機能を持ち、自宅のパソコン等から確認できるものとして整備されます。

- ・自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能(情報提供記録表示)
- ・行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(自己情報表示)
- ・一人ひとりに合った行政機関からお知らせを表示する機能(プッシュ型サービス)

なお、成りすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイ・ポータルを利用する際は、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせて確認する公的個人認証を採用し、本人確認を行うための情報として個人番号を用いない仕組みが予定されています。

本市は、国が用意するこの仕組みを活用し、市民一人ひとりに適したプッシュ型サービスによる情報提供の充実を検討していきます。

区分	2 6 年度	2 7 年度	28年度	2 9 年度
マイ・ポータルの活用		活用の検討	₹.	イ・ポータル開始

平成 29 年 1 月から始まるマイ・ポータル開始までに、市民一人ひとりに適したプッシュ型の情報提供サービスを検討する。

(2) 市独自の番号制度活用

番号制度の理念にある、市民にとって利便性の高いサービスの提供及び行政事務の効率化をより効果的に実現するためには、番号制度の必須事項への対応に加え、番号制度を活用して市独自の施策を展開する必要があります。

ア. 市民サービス・窓口サービスの向上

市民に最も身近な行政主体として行政サービスを提供していくためには、市民サービス・ 窓口サービスを縦割りで提供するのではなく、市民の視点に立つ必要があります。

番号制度の導入により、書類審査が簡素化・効率化されるとともに、住民の情報を組織を超えて共有することが可能となり、住民一人ひとりにきめ細やかなサービスを提供することが可能になります。

また、番号制度を活用した市独自の施策として、社会保障、地方税、防災に関する事務と その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用することができるため、対象事 務の検討・準備を進めていきます。



平成 29 年 7 月から始まる地方公共団体間の情報連携開始に合わせ、市民サービスや窓口(本庁舎・事務所)のサービス向上を目的とした、市独自の番号制度活用の検討・準備を行う。

イ. 個人番号カードの多目的利用

本市が発行する利用者登録等カードの個人番号カードへの集約や、コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付の活用について検討し、より利便性の高い行政サービスを目指します。



平成28年1月から始まる個人番号カード(ICカード)の交付時期を第一目標として、本市で発行している利用者登録等カード(印鑑登録カード、図書館利用カード、施設利用カード等)を個人番号カードへ集約する。

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付での活用を検討する。

(3) 庁内情報連携機能の強化

番号制度導入を機に整備される情報連携機能(統合宛名システム・共通基盤等)を有効活用することで、窓口申請時等、申請者の分野横断的な情報参照が可能になり、より質の高いサービスの提供が可能になります。

庁内情報連携機能に窓口業務を支援するシステムを組み合わせることで、住民一人ひとりの状況に応じた手続きの案内、受付・受理等の結果のお知らせ、証明書などの出力サービス提供も 実現可能となることから、これらのシステム導入についても検討していきます。



平成 27 年 10 月からの個人番号の通知開始に合わせて構築される統合宛名システム、共通基盤の機能を活かし、庁内情報連携機能の強化及び有効活用を図る。

5. 推進体制

番号制度の円滑な導入及び市が主体的に制度を活用していくための推進体制を図 5-1 のとおり構築します。推進体制は、関連課長による社会保障・税番号制度連絡調整会議(以下、連絡調整会議)と各ワーキンググループにより構成し、連絡調整会議において番号制度で取り組む方向性を示し、各ワーキンググループにおいて実務レベルの協議、調整を図ります。なお、連絡調整会議により整理された内容については、必要に応じて都市経営戦略会議へ付議・報告を行います。

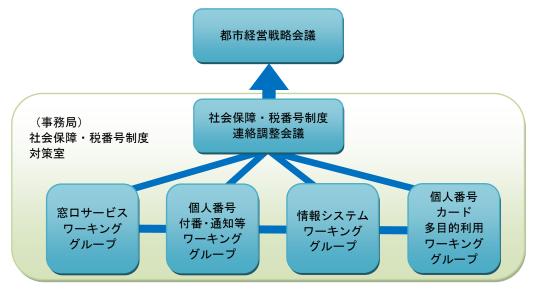


図 5-1 推進体制 全体像

社会保障・税番号制度連絡調整会議(課長級)

議長 : 社会保障・税番号制度対策室主幹

副議長:情報管理課長

構成 【番号制度業務所管】

労務課長、税制課長、住民税課長、資産税課長、納税課長、防災課長、市民課長、 八王子駅南口総合事務所長、地域事務所長(浅川、由木、元八王子、北野)、 福祉政策課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、障害者福祉課長、 生活福祉第一課長、生活福祉第二課長、成人健診課長、保険年金課長、 保険収納課長、保健福祉センター館長(東浅川、大横、南大沢)、健康政策課長、 保健対策課長、保育幼稚園課長、子育て支援課長、住宅政策課長、教育支援課長、 教職員課長、情報管理課長

【支援所管】

総務課長、法制課長、市民生活課長、地域医療政策課長、子どものしあわせ課長、教育総務課長、経営管理課長、行革推進課長、行政管理課長、 社会保障・税番号制度対策室主幹

【多目的利用所管】

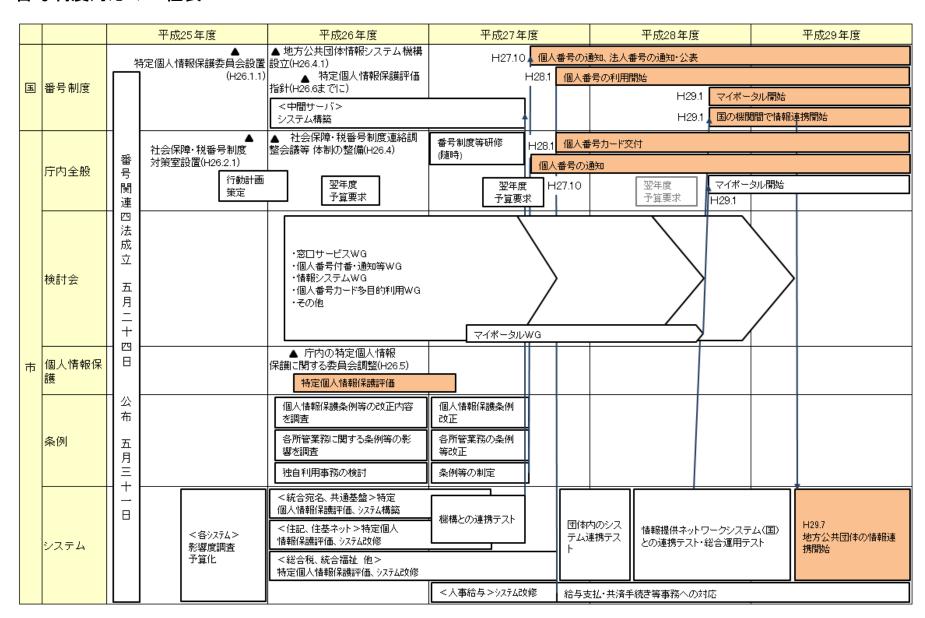
学園都市文化課長、高齢者いきいき課長、生活衛生課長、環境政策課長、 戸吹クリーンセンター所長、北野清掃工場長、まちなみ景観課長、交通事業課長、 生涯学習政策課長、スポーツ施設管理課長、学習支援課長、図書館(中央、 生涯学習センター、南大沢、川口)

※その他 必要に応じて関係所管を追加します。

番号制度は、社会保障・税・災害対策分野の各担当所管に広く関係することから、全庁的な対応にあたっては、社会保障・税番号制度対策室が総合的な企画及び調整を行います。 協議・調整事項については、次の表の項目ごとに検討を行います。

協議・調整事項	内容	担当所管
総合的な企画及び調整	番号制度についての情報収集を行い、対応 するための庁内体制を整備するとともに、 担当部門の総合調整を図る。	社会保障・税番号制度 対策室
市民サービス及び 窓口サービスの向上	市民サービスの向上、本庁窓口や南口総合 事務所・地域事務所のあり方	業務所管課、 行財政改革部
行政事務の効率化	番号制度に対応した業務の効率化、 定員管理	業務所管課、 経営管理課、 行財政改革部
個人番号の独自利用事務	社会保障・税・災害対策に関する事務その 他これらに類する事務であって地方公共 団体が条例で定める事務	業務所管課、 行財政改革部
個人番号の付番・通知及び 個人番号カードの交付	個人番号の付番・通知及び個人番号カード の交付にかかる業務の窓口体制	市民部、情報管理課
システム改修・運用	システム改修方針、共通基盤連携、統合宛 名構築と運用管理、効果的な調達	業務所管課、 情報管理課
個人情報保護	特定個人情報保護評価に関する方針、情報 共有、点検、公表、及び、システム面の対 応(個人番号の保有・管理、職員アクセス の制限、通信暗号化等技術的保護措置の実 施)	業務所管課、 情報管理課、 総務課
職員を使用する者 としての給与支払等事務	給与支払者として、番号制度に対応した業 務の見直しとシステム改修や規定類の改 定	労務課、 教職員課、 情報管理課
個人番号カードの 多目的利用	個人番号カードへの集約(印鑑登録証、図 書館利用、施設予約 その他)、コンビニ 交付 等	業務所管課、 行財政改革部

6. 番号制度対応の工程表



7. 用語解説

用語	説明			
[カ・]				
共通基盤 (システム)	各業務システムが番号制度に対応するにあたって必要な機能(データ連携・変換、アクセス認証等)を標準的な技術を 用いて集約した基盤(システム)のこと。			
個人番号	住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(第2条第5項)。個人番号の桁数は12桁を予定。			
個人番号カード	「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつこれらの事項等がICチップに記録されたカードのこと(第2条第7項)。			
[さ]				
情報提供ネットワークシステム	国が設置、管理し、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び提供との接続のための機能等を有するシステムのこと。			
【た】				
中間サーバー	情報提供ネットワークシステムと自治体システムとの間に 設置し、情報照会/提供支援機能と符号管理機能を有する機 器のこと。			
データベース	特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・ 抽出などの再利用をできるようにした情報の集まりのこと。			
統合宛名(システム)	機関間の情報連携を行うため、個人番号によるデータの紐付けを行うとともに、地方公共団体で業務上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うための番号(付番システム)のこと。			
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をのこと (第 2 条第 8 項)。			
特定個人情報保護評価 (PIA: Privacy Impact Assessment)	番号法第 27 条に規定する特定個人情報ファイル (個人番号をその内容に含む個人情報ファイル) の保有又は変更にあたり、プライバシー等に与える影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みのこと。			
【は】				
符号	情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において、 特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって 用いられる識別子のこと。			

社会保障・税番号制度の円滑な導入 及び活用に向けた行動計画

平成26年4月 八王子市 社会保障・税番号制度対策室 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 電話 042-620-7453